

川崎市交通局規程第2号

川崎市交通局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月27日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦紀

川崎市交通局会計規程の一部を改正する規程

川崎市交通局会計規程（平成25年交通局規程第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項を削る。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。